

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり改定する。

	年 間 支 給 月 数		
	現 行	令和6年度(案)	令和7年度以降(案)
期末手当	2. 4 0	2. 5 0(+ 0. 1 0)	2. 5 0(+ 0. 1 0)
6月	1.200	1.200(――)	1.250(+0.05)
12月	1.200	1.300(+0.10)	1.250(+0.05)
勤勉手当	2. 2 5	2. 3 5(+ 0. 1 0)	2. 3 5(+ 0. 1 0)
6月	1.125	1.125(――)	1.175(+0.05)
12月	1.125	1.225(+0.10)	1.175(+0.05)
合計	4. 6 5	4. 8 5(+ 0. 2 0)	4. 8 5(+ 0. 2 0)

2 施行期日

- (1) 本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 公布の日
- (2) 令和7年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 令和7年4月1日